



2024年9月11日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 下岡 寛
問合せ先 代表取締役社長 下岡 寛
(TEL. 03-6458-6913)

ガバナンス委員会設置のお知らせ

当社は、本日、取締役会の任意の諮問機関として「ガバナンス委員会」（以下「当委員会」といいます。）の設置を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 当委員会設置の目的

2024年8月23日付け「代表取締役の異動（解職）及び社長交代に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社においては、代表取締役であった福村康廣氏（以下「福村氏」といいます。）が経営状況を見放して自身の報酬を増額することを要求する、また、福村氏の申請によって当社の取締役会の承認がないままに当社から福村氏の個人名義の銀行口座等に多額の金銭が送金される、取締役会の承認がない多額の経費が支出される（その事業関連性については会計監査人から疑義を呈されたものもあります。）、さらに、福村氏の他の取締役に対する度重なる罵倒、暴言などパワーハラメントととられる言動があり、当社の円滑な業務執行の妨げとなっているなどの事態が生じました（以下、福村氏によるこれらの行為を「本件問題行為」といいます。）。

当社は、福村氏が当社の代表取締役であったことに加えて当社の総議決権の約4割を保有する筆頭株主であるという資本の力を背景にした言動により当社の内部統制システム及びコーポレート・ガバナンスに限界が生じていたといわざるを得ないと判断し、本件問題行為に関する事実調査並びに内部統制システムやコーポレート・ガバナンス体制全般における問題点の検証及び改善策の提言等を受けるため、取締役会の諮問機関として外部専門家により構成される「ガバナンス委員会」を設置することとしました。

2. 当委員会の役割

当委員会は、取締役会の諮問機関としての役割を担い、取締役会の諮問に応じて各事項について審議、検討して取締役会に答申します。

なお、当委員会の調査（諮問事項①～③）は、日本弁護士連合会の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年7月15日策定、同年12月17日最終改訂）に全面的に準拠して実施されるものではありませんが、当委員会の独立性・中立性を確保した上で実施いたします。

- ① 本件問題行為に関する事実調査（必要に応じて件外調査）、原因並びに当社の内部統制及びコーポレート・ガバナンス体制の問題の分析
- ② 具体的な再発防止策の検討及び策定
- ③ ①の結果を踏まえた、福村氏に対する責任追及に関する提言
- ④ 取締役会が行うコーポレート・アクションに関する提言

⑤ その他当委員会が必要と認め取締役会が委嘱した事項

3. 当委員会の構成

当委員会は、当社と利害関係のない独立した外部専門家の委員3名で構成し、委員長は、3名の互選により委員の中から選定します。

委員長及び委員は以下のとおりです。

委員長	神垣 清水	(弁護士・元検事)
委員	大下 良仁	(弁護士・元裁判官)
委員	森井 じゅん	(公認会計士)

4. 設置日等

当社は、2024年9月11日に当委員会を設置し、上記2の①～③について諮問しています。

また、上記④⑤についても、必要に応じて諮問いたします。

当委員会の答申があり次第、当社はその内容を適時開示いたします。

以 上